

2024 年 8 月 1 日

株主各位

東京都世田谷区桜丘五丁目 4 8 番 1 6 号
水道機工株式会社
代表取締役社長 古川 徹

自己株式の処分に関する取締役会決議公告

当社は、2024 年 7 月 18 日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分について、下記の通り決議いたしましたので公告いたします。

記

1. 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 9,111 株
2. 処分株式の割当方法	譲渡制限付株式を割当てする方法
3. 処分株式の払込金額	処分株式 1 株につき金 1,868 円
4. 払込金額の総額	金 17,019,348 円
5. 払込財産の内容及び価額	2024 年 7 月 18 日開催の当社取締役会の決議に基づき、当社の取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）4 名の割当対象者に付与される、当社に対する金銭報酬債権計 17,019,348 円を現物出資の目的とする（株式 1 株につき出資される金銭報酬債権の額は金 1,868 円）。
6. 処分先	当社の取締役（※） 4 名 ※社外取締役および監査等委員を除きます。
7. 払込期日	2024 年 8 月 16 日

以上